

監 査 第 5 2 号

令和 4 年 8 月 1 6 日

四日市市長 森 智 広 様

四日市市監査委員 加 藤 光

同 廣 田 正 文

同 谷 口 周 司

同 小 林 博 次

令和 3 年度健全化判断比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により令和 3 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

# 令和3年度 健全化判断比率審査意見書

## 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、算定された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 2 審査の期間

令和4年7月25日から令和4年8月8日まで

## 3 審査の方法

この健全化判断比率審査は、四日市市監査基準に基づき、市長から審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかに主眼をおいて実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、健全化判断比率を算定するための算定様式の記載事項について、決算書、財政状況調査表（決算統計）、関係部局が作成した算定根拠資料、関係書類等との照合、確認を行った。

更に、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

## 4 審査の結果

### (1) 総括

審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、上記の手续により審査した限りにおいて、関係法令等に基づき、いずれも適正に算定及び作成されているものと認められた。

比 率	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
実質赤字比率	—	—
連結実質赤字比率	—	—
実質公債費比率	2.5	1.9
将来負担比率	— (△18.8)	— (△21.2)

早期健全化 基 準	財政再生 基 準
11.25	20.0
16.25	30.0
25.0	35.0
350.0	—

(単位：%)

- (注) 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、実質赤字額、連結実質赤字額及び実質的な将来負担額がない場合は「—」で表示される。
- 2 実質公債費比率は、18%以上となると市債発行は許可制となる。
- 3 将来負担比率について財政再生基準はなく、350%を超えると財政健全化計画を作成しなければならない。
- 4 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められている。

## (2) 各比率について

### ① 実質赤字比率について

実質赤字額は、引き続き発生していない。

### ② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字額は、引き続き発生していない。

### ③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は過去3年平均で算出する指標であり、令和3年度は前年度と比べ0.6ポイント改善され1.9%となり良化した。これは市債の発行抑制による元利償還金の減などによる。ただし、単年度の比率については、個人市民税などの税収の減等に伴い標準財政規模が減少したことから、令和3年度は前年度の1.9%から2.0%に悪化した。

早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを引き続き下回っている。法令に定められた市債発行の許可基準である18.0%も引き続き下回っている。

### ④ 将来負担比率について

将来負担比率は、前年度と比べ2.4ポイント改善され、△21.2%となり良化した。これは、一般会計等の地方債残高の減少等により将来負担額が減少したことによる。

早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを引き続き下回っている。

## (3) 意見

令和3年度の健全化判断比率の各指標は、元利償還金の減等により、更に良い水準へと推移しており、いずれも早期健全化基準を大きく下回っている。

- ① 都市イメージ調査では四日市市に愛着がわからないことや、四日市市に対してプライドがもてないという結果も出ている。過去には財政的に厳しい時代もあった本市だが、努力の積み重ねで財政状況が良好になった今のうちに、市民満足度につなげるため、人への投資など将来に向けた投資を検討すること。
- ② 市債発行の抑制や償還減少により、公債費が減少しており、実質公債費比率は年々減少している。将来負担比率は標準財政規模にも影響されるが、公債費の減少だけではなく、将来にわたる世代間の公平性も考慮して、借入れの必要性も検討すること。
- ③ 市民の満足度を向上させるためには、各比率はどうあるべきか、他市町との比較や四日市市の特殊事情を踏まえ、分析すること。
- ④ 健全化判断比率は良い状況であり、評価できる。近鉄四日市駅周辺からJR四日市駅周辺にかけての再開発事業では、新しいまちづくりの中で市民のプラスにつながるような投資を生み出すこと。また、四日市市市民自治基本条例が目指す市民参加のまちづくりや行政コストの削減による都市経営に各部が共に取り組むこと。